

平成 21 年 10 月 5 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会

## 「公正価値測定及びその開示に関する論点野整理」に対する意見書

今般、標記論点整理に対する当協会の意見を下記の通りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

本論点整理について、ベンチャーキャピタルの投資先である未公開企業の株式に関する観点から、以下の意見を申し上げます。

○ベンチャーキャピタルの投資先である未公開企業の株式についての公正価値評価に対する意見  
以下、「ベンチャーキャピタル」を「VC」、「ベンチャーキャピタルの投資先である企業の未公開株式」を「VC 投資先株式」という。

平成 21 年 7 月 29 日にパブリックコメントの募集が締め切りとなった企業会計基準委員会「金融商品会計の見直しにかかる論点の整理」については、その公開草案が平成 22 年第 4 四半期に発表されることとなっている。

他方、国際会計基準審議会からは「金融商品：分類及び測定」の公開草案が出され、平成 21 年 9 月 14 日にコメントが締め切られている。

「金融商品会計の見直しにかかる論点の整理」には明確な記載がないものの、「金融商品：分類及び測定」の公開草案においては、未公開株式の評価の取扱いに関し、現行の国際会計基準（IAS）39 号にて設けられている例外規定\*の廃止について、明確に論点として掲げられている。

\*市場性のない株式で時価が信用性をもって測定できないものは、投資時の取得原価+減損処理で処理する（9 項、46(c)項、66 項）

我が国のベンチャー企業の株式に対する投資においては、当該ベンチャー企業の将来の成長性から導かれる超過収益力（プレミアム）を上乗せした 1 株当たり純資産額より高い株価で投資を行うことが一般的であり、また、日本は欧米と比較して未公開株式の流通市場（セカンダリーマーケット）が未成熟であるため、出口価格や直近取引価格をはじめとした客観的評価の算定が極めて困難な資産である。そのため、現行会計基準下における VC 投資先株式を含む未公開企業株式は「時価を把握することが極めて困難であると認められる株式」とされており、その減損処理においても

「VC のような未上場株式の運用者の視点からは厳格すぎると思われる減損処理の指摘を受けるケースも多い」と関係者からの指摘もある。実務的観点やファンド出資者の意見等を含め、現在 VC 業界内でも頻繁に議論を行っているところである。

このような現状において、国際会計基準（IFRS）とのコンバージェンスにあたり、IFRS に統一される世界的な潮流は VC 業界において非常に重要な論点である。

IFRS において、仮に上述の IAS39 号の例外規定が廃止されて未公開株式についても公正価値評価が適用され、我が国の金融商品会計においても同様の規定が導入されるのであれば、本論点整理

を経て公表される公正価値測定の考え方に従って未公開株式を評価することとなるものと理解している。

この場合、我が国において未公開株式の評価手法が必ずしも確立されていない現状に鑑みると、未公開株式評価について、公正価値測定の考え方を具体的に定めたガイダンス等が存在しないと実務に混乱をきたすことになり兼ねない。従って、我が国の金融商品会計においても未公開株式について公正価値評価が適用されるのであれば、VC投資、あるいはプライベートエクイティ投資の特性をも考慮したガイダンス等を設定することが必要であると考えている。

以 上